

民間学童クラブ保護者各位

新宿区子ども総合センター子育て支援課

民間学童クラブ利用料助成について

下記の要件に該当する場合は、利用料の一部を助成します。

1 助成対象になる方と助成金額及び提出書類・確認書類

民間学童クラブ利用料助成申請書の提出にあたって、下表 ～ の申請理由の場合、個人番号(マイナンバー)の記載や本人確認が必要となります。詳細については、裏面をご覧ください。

	助成対象となる方	助 成 金 額	提出書類・確認書類等
	生活保護を受給されている世帯	利用児童1人当たり 月額 6,000円	・民間学童クラブ利用料助成申請書 ・申請者の個人番号確認書類 ・申請者の身元確認書類 申請者の個人番号の記入が必要です。
	中国残留邦人等の自立支援給付を受けている世帯		
	当該年度住民税非課税世帯	利用児童1人当たり 月額 6,000円	・民間学童クラブ利用料助成申請書 ・申請者の個人番号確認書類 ・申請者の身元確認書類 世帯全員の個人番号の記入が必要です。 令和7年1月1日時点で他区在住等の方は、「課税(非課税)証明書」が必要となる場合があります。
	上記以外で、2人以上の児童が新宿区立学童クラブ定期利用または民間学童クラブを利用している世帯で、次の(ア)または(イ)に該当する世帯		
(ア)	民間学童クラブにのみ児童が在籍している世帯	利用児童の2人目以降 1人当たり月額 2,000円	・民間学童クラブ利用料助成申請書 個人番号の記載や、それに伴う本人確認書類は必要ありません。
(イ)	区立学童クラブ定期利用と民間学童クラブのそれぞれに児童が在籍している世帯	民間学童クラブに在籍している利用児童に対して 1人当たり月額 2,000円	

利用児童とは、新宿区民間学童クラブ運営費補助要綱における補助対象児童です。

< 担当・問合せ先 >

新宿区子ども総合センター子育て支援課児童館運営係

(月～金 午前8時30分から午後5時15分まで)

〒160-0022 新宿区新宿7-3-29 TEL 5273-4544 / FAX 3232-0666

2 手続き

- (1) 表面の「提出書類・確認書類等」を、子ども総合センター子育て支援課児童館運営係まで、ご郵送又はご持参ください。

申請書は区ホームページ(URL : <https://www.city.shinjuku.lg.jp/> 新宿区ホーム > くらし > 出産・子ども・教育 > 放課後の子どもの居場所 > 学童クラブ > 減免・助成申請書のダウンロード)よりダウンロード可能です。

- (2) 区から助成金交付の可否について決定通知をお送りします。承認された場合、申請(書類を提出)した月から助成の対象となります。4月分から助成を希望される方は、4月30日までに書類が児童館運営係に到着するように申請してください。

郵送の場合は、書類が児童館運営係に到着した月から助成対象となりますので、ご注意ください。

表面の1 の理由による助成の承認は、令和7年度の課税状況が確定後(おおむね7月)となりますので、それ以降に決定通知をお送りします。4月に書類を提出された方は4月分から助成対象となります。

- (3) 助成金交付決定通知を受けた方は、利用料の支払いを確認できる領収書を添えて、区所定の様式によりご請求ください。

なお、令和7年度分の請求は、令和8年4月末までにご請求いただきますようお願いいたします。

- (4) 助成申請は、年度ごとに必要です。令和6年度に交付を受けていた方も令和7年度分の申請をしてください。

3 本人確認について

民間学童クラブ利用料の助成申請にあたって、申請理由が表面の ~ の場合、個人番号(マイナンバー)の記載が必要になったことに伴い、民間学童クラブ利用料助成申請書提出者の「個人番号確認書類」と「身元確認書類」を確認させていただきます。新宿区民間学童クラブ利用料助成申請書と共に下記の書類を、子ども総合センター子ども家庭支援課児童館運営係へご郵送又はご持参ください。

本人確認に必要な書類 必ずコピーしたものをご郵送又はご持参ください。	
個人番号確認書類	身元確認書類
● 次のうちいずれか1点 ・ マイナンバーカード(個人番号カード) ・ 個人番号が記載された住民票の写し ・ 通知カード 通知カードが廃止となっても、通知カードの記載事項(住所、氏名等)が住民票の記載事項と一致している場合は、個人番号確認書類として引き続きご利用いただけます。	● 写真表示のある書類はいずれか1点 ・ マイナンバーカード(個人番号カード) ・ 運転免許証 ・ パスポート ・ 在留カード ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 など ● 写真表示のない書類はいずれか2点 ・ 健康保険被保険者証 ・ 年金手帳 ・ 年金証書 ・ 児童扶養手当証書 など

郵送申請の場合、申請日は、書類が児童館運営係に到着した日(日、祝日、年末年始は除く)になります。発送(郵便の消印)日ではありません。また、送料は申請者の負担となります。

郵便事故に関し、区では責任を負いかねますので、ご了承ください。

個人番号確認書類及び身元確認書類の原本は、絶対に添付しないでください。

「身元確認書類」として、「健康保険被保険者証」の写しをご郵送される場合は、必ず被保険者等記号・番号等にマスキングを施してください。

同封いただいた書類（写し）は、確認後速やかに処分します。

書類に不備があった場合、児童館運営係よりご連絡しますので、ご了承ください。